

学校において予防すべき感染症による出席停止について

時下、保護者の皆様にはご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下の 内の病気にかかった場合は、学校保健安全法の定めにより、欠席ではなく「出席停止」となります。該当する事態が発生した場合、医師より登校の許可がでましたら、裏面の「欠席届（出席停止用）」の該当事項に、保護者が記入・捺印の上、受診時の領収書及び薬袋、薬の説明書等の証明書を貼付して、登校時に担任に提出して下さるようお願い申し上げます。

<学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間>

出席停止の期間は感染症の種類に応じて、だいたい基準が定められていますが、症状には個人差もありますので合併症の起こらないように充分休養し、医師の診断に基づいて登校するように留意してください。

インフルエンザ	発症後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
結核	医師において伝染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などが消失した後2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師において伝染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎	医師において伝染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師において伝染のおそれがないと認められるまで
その他の伝染病（マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・ノロウイルス）など医師の指示があったもの	医師において伝染のおそれがないと認められるまで

校 長	副校長	教 頭	教務主任	学年主任	担 任

平成 年 月 日

茨城県立水戸第三高等学校長 殿

欠 席 届（出席停止用）

下記のように医師より学校を休むよう指示されましたので届けます。

記

1 生 徒 名 第 学年 組 番 氏名 _____

2 保 護 者 名 _____ 印

3 病 名 _____

4 学校を休んだ期間
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 _____

5 診断を受けた医療機関名
